

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第30条、第32条、第45条及び第48条関係

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）の改正を行うとともに、関連する文言を整理する。

【現 行】

- ア 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人以上
- イ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人以上

【改正後】

- ア 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人につき1人以上
- イ 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人以上

(2) 第45条関係

条文の見出しを「職員」から「保育所型事業所内保育事業所の職員」に改めるとともに、関連する文言を整理する。

(3) 第48条関係

条文の見出しを「職員」から「小規模型事業所内保育事業所の職員」に改めるとともに、関連する文言を整理する。

3 施行期日

公布の日から施行する。